

さくら市告示第 93 号

さくら市ロゴ及びキャッチコピーの使用に関する要綱を次のように定め、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

平成 30 年 8 月 16 日

さくら市長 花塚 隆志

さくら市ロゴ及びキャッチコピーの使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市長が別に定める市のロゴ（以下「ロゴ」という。）及び市のキャッチコピー（以下「キャッチコピー」という。）の使用に係る手続、基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴ等の使用)

第 2 条 ロゴ及びキャッチコピーを使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に規定する者のほか、市長が使用を認める者

(使用の申請)

第 3 条 ロゴ又はキャッチコピーを使用しようとする者は、ロゴ又はキャッチコピー使用申請書（様式第 1 号）により市長に申請しなければならない。

(使用の許可)

第 4 条 市長は、前条の規定により申請された場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれにも該当すると認めた場合は、使用を許可するものとする。ただし、市長が特に適当でないとして認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市の知名度の向上又は市のまちづくり、地域づくり等に寄与するもの

- (2) 法令又は公序良俗に反しないもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に係るものでないもの

2 市長は、前項の規定により許可した場合は、当該許可に係る申請をした者に対し、ロゴ又はキャッチコピー使用許可決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（遵守事項）

第5条 前条第1項の規定により許可された者（次条において「使用者」という。）は、ロゴ又はキャッチコピーの使用の際に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴの意匠又はキャッチコピーの文言を変更して使用しないこと。
- (2) ロゴ又はキャッチコピーを使用し、製造した物品等を商標登録しないこと。
- (3) 既に販売している物品等についてロゴ又はキャッチコピーを使用して新たに製造、販売等を行うときは、当該使用する前に販売していた額より高額で販売しないこと。

（使用の停止）

第6条 市長は、使用者が第3条の規定により申請した内容に虚偽があった場合又は使用者が前条の規定に違反した場合は、当該使用者に対する許可（第4条第1項の規定による許可をいう。次条において同じ。）を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により許可を取り消された使用者は、当該許可によりロゴ又はキャッチコピーを使用して製造した物品等の使用、販売等を行ってはならない。
- 3 市は、第1項の規定により許可を取り消された使用者が当該取消しにより損害が生じた場合においても一切の責任を負わない。

（許可の期間）

第7条 許可の期間は、原則として定めないものとする。ただし、当該使用の目的が商行為に係るものである場合は、許可の期間は、許可を受けた日から起算して2年を経過する日までとする。

（使用料）

第8条 ロゴ及びキャッチコピーの使用料は、無料とする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、ロゴ及びキャッチコピーの使用等に関し必

要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

さくら市長

様

申請者住所

氏名

印

ロゴ又はキャッチコピー使用申請書

市のロゴ又は市のキャッチコピーを使用したいので、さくら市ロゴ及びキャッチコピーの使用に関する要綱第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

申請内容	ロゴ・キャッチコピー・ロゴ及びキャッチコピー ※いずれかを○で囲んでください。
使用用途	商用利用の予定（有・無） ※いずれかを○で囲んでください。
使用概要	（使用品目、種類等を具体的に）
連絡先	

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

さくら市長

印

ロゴ又はキャッチコピー使用許可決定通知書

年 月 日付けで申請された の使用について、許可した
ので、さくら市ロゴ及びキャッチコピーの使用に関する要綱第 4 条第 2 項の規定に
より通知します。